

中ソ友好同盟相互援助条約締結と国際連合

Conclusion of the Sino-Soviet Treaty of Friendship, Alliance and Mutual Assistance and United Nations

博士前期課程 教養デザイン専攻 2021 年度入学

吉 田 和 樹

YOSHIDA Kazuki

【論文要旨】

1950 年 2 月 14 日、モスクワにおいて、中華人民共和国政務院総理兼外交部長である周恩来と、ソ連外務大臣であるヴィシンスキーの両全権代表の間で、中ソ友好同盟相互援助条約が締結された。この条約は、東アジアにおけるいわゆる冷戦構造の形成を推進したものと理解されてきたが、一方でこの条約が、国際連合における中華民国政府の地位を中華人民共和国中央人民政府へ継承しようと試みた条約である点は、あまり顧みられていない。本研究は、この条約が、国際連合を中心として繰り広げられた中ソ関係への非難を念頭に置き、その非難の根拠を消失させるとともに国際連合における地位の継承を図るものであったことを論じたものである。特に、先行研究において注目されてこなかった旧条約の扱いをめぐる交渉に着目したことで、この条約が、すでに一定の先行研究が指摘する軍事同盟的性格においてのみならず、複数の面において連合国の論理や国際連合に対する尊重および継承を図っていることを明らかにした。本研究が明らかとした従来の観点とは異なる中ソ条約解釈は、冷戦史観の見なおしを要求するとともに、中ソ関係のあり方をめぐる本条約の重要性を示唆するものである。

【キーワード】 中国共産党、中ソ条約、中ソ関係、国共関係、国際連合

1. はじめに

(1) 関心の所在

1950 年 2 月 14 日、モスクワにおいて、中華人民共和国政務院総理兼外交部長である周恩来と、ソ連外務大臣であるヴィシンスキーの両全権代表の間で、中ソ友好同盟相互援助条約が締結され

た。この条約は、東アジアにおける冷戦、すなわち米国や日本を中心とする「西側」ブロックとソ連や中国を中心とする「東側」ブロックの対立構造の形成を推進したものとして理解されてきたが、一方でこの条約が、第二次世界大戦中に連合国によって構想・形成された「反ファシズム」の枠組みや、それを継承する国際連合（以下、国連）そのものを尊重し、その中において中華人民共和国中央人民政府（以下、中央人民政府）の地位を確保しようと試みた条約である点は、あまり顧みられていない。よって本研究は、条約の交渉過程やその内容における国連を念頭とした部分について、重点的に考察することとする。なお本研究では、便宜上、1945年8月14日に中華民国国民政府（1948年5月20日の中華民国政府への改称以後もあわせ、以下、国民政府）とソ連の間で締結された中ソ友好同盟条約を旧中ソ条約、1950年2月14日に中央人民政府とソ連との間で締結された中ソ友好同盟相互援助条約を新中ソ条約と呼称する。

(2) 先行研究総括

ソ連解体以降、各国で公文書公開が進展したことともなあって、いわゆる冷戦史を対象とした歴史研究は大きく進展している。しかしながらこれらの研究においては、新中ソ条約を「西側」に対抗する「東側」同盟を形成したものとして解釈する観点の再考が進んでいるとはいいがたい¹。例えば、この冷戦史研究と呼ばれる近年の研究において、新中ソ条約を取り扱う先行研究としては沈志華の一連の研究がもっとも代表的であるが、沈志華は新中ソ条約が冷戦の国際環境の中で米国に対抗する実力を強化するためのものであるとしたうえで、具体的な交渉過程、特に旧中ソ条約でソ連に与えられた東北部（「満州」）や旅順、大連の利権に関する交渉に研究の重点を置いている²。これらの研究においては、利権をめぐる中ソ関係が必ずしも一枚岩ではなかったことが語られるのであるが、あくまでもそのような分析は、この新中ソ条約を対「西側」同盟として捉える枠組みの中でなされている。また、中国の近年におけるほかの代表的な研究、例えば牛軍による研究も、新中ソ条約を冷戦における対「西側」同盟とみる観点においては、沈志華と軌を一にしている³。一方、英語圏における代表的な冷戦史研究者であるO・A・ウェスタッドは、ソ連が米英との対立を避けるために旧中ソ条約の修正をもって対処することを望んでいた点に注目し、対米政策における中ソ間の温度差に言及している⁴。ただし、それを考慮したうえでも、米国に対する軍事同盟として新中ソ条約を捉える点において、これは依然として既存の観点を抜け出していない。

しかし日本においては、いくつか興味深い研究が存在する。まず石井明は、新中ソ条約を東欧とソ連の間で結ばれた条約と比較し、新中ソ条約において日本とその同盟国に対して向けられた軍事的性格が、欧州において冷戦が深刻化した1948年以降にルーマニアやハンガリーとソ連の間で締結された同様の条約と比して、穏やかなものとなっていることを指摘している⁵。この指摘は、軍事同盟的性格という一側面でありながらも、新中ソ条約が必ずしも「東西」対立の文脈によってのみ解釈しうるわけではないということを示したものといえよう。また松村史紀は、新中ソ条約の軍事的性格における非対決的側面の分析を進展させ、新中ソ条約が「西側」への対峙よりも現状維持

に主眼を置いた条約であることを提示している⁶。

以上を総括すると、新中ソ条約の交渉過程や利権の取り扱い、軍事的性格における穏健さが、先行研究においてすでに論じられてきた点であるといえる。一方で、新中ソ条約における非対決的側面は、石井や松村が指摘した軍事同盟としての性格に対してのみあてはまるものではない。このような側面は、特に国連の場での国民政府や米国による非難と対照して考察した際に、新中ソ条約が締結されたこと自体の意義について新たな発見をもたらすように思われる。本研究は、以上の立場から、新中ソ条約締結にともなう旧中ソ条約の廃止及び新条約中のいくつかの内容に注目し、中央人民政府が国連における地位を継承しようと試みたものとしてこれを論じる。

2. 国際社会への参入

(1) 「一辺倒」の外交政策

新中ソ条約締結の意義を論じるためには、中国共産党、そして建国後は中央人民政府が国際社会への参入をどう構想し、そこにソ連との関係がどう関与していたか理解することが重要となる。よってここではまず、中国共産党が建国後の構想を固めはじめた1949年初頭に遡って、建国にいたる1年弱の間の外交政策を概観する。

1949年1月19日、中国共産党の初の正式な外交方針となる「外交工作に関する指示」が提示された。この指示では、「帝国主義の中国における特権は必ず取り消し、中華民族の独立解放は必ず実現する」⁷という立場を原則とすることが明示された。また「多くの帝国主義国家の政府、とりわけ米帝国主義政府は、国民党反動政府を援助し中国人民の解放事業に反対している」⁸ため、これらの国家とは現在正式な外交関係を樹立することができないとして、米国を名指しで非難したうえで、米国を含む「帝国主義」国家との当面の外交関係樹立を否定した。

では、実際に政府を成立させるにあたっては、どう外交関係を構築すべきなのか。「外交工作に関する指示」が具体的政策へ言及しはじめるにつれて、以下の指示にその認識が示されるようになる。

すべて国民党政府の承認を受けるところの資本主義国家に属する大使館、公使館、領事館およびそれらに所属する外交機関と外交人員は、人民共和国とそれらの国家において正式な外交関係が樹立する以前は、我々は一切承認を与えず、ただ彼らを外国居留民とみなす〔以下略〕⁹。

ソ連および新民主国家の大使館、領事館およびそれらの所属する外交機関と人員は、かれらの外交政策が資本主義国家の外交政策と根本において異なるために、我々の彼らに対する態度も同様に、資本主義国家とは根本において異なるものとなるべきである¹⁰。

すなわち、「国民党反動政府を援助し中国人民の解放事業に反対」する「帝国主義」国家に対しては外交関係樹立を急がず、それと対極に位置づけられる「ソ連および新民主国家」とは外交関係

樹立を目指すのが、「外交工作に関する指示」で示唆された中国共産党の具体的な外交政策であった。

「外交工作に関する指示」で示されたこのような方針は、同年1月末から2月初旬にかけて訪中したミコヤンとの会談を経たのち、3月5日から13日にかけて開催された中国共産党第7期中央委員会第2回全体会議における毛沢東の報告にも明確に反映されていた。この会議で提示された方針は、のちに新中国初期の外交を説明する「三大外交決策」として知られることとなる。その一つ目が、国民政府時代の外交関係や条約を否定し、新たな関係を結びなおすことを意味する、いわゆる「別に一家を構える」（「另起炉竈」）政策である。二つ目は、中国における「帝国主義」の特権を撤廃することを意味する、いわゆる「家を綺麗に掃除してから客を呼ぶ」（「打掃干淨屋子再請客」）政策である。これら二つについて毛沢東は、3月5日の報告で以下のように述べた。

国民党時代のあらゆる外国外交機関と外交官の法的地位の不承認、国民党時代のあらゆる売国条約の存続の不承認、中国国内のあらゆる帝国主義が開設する宣伝機関の廃止、外国貿易の即時統制、海関制度の改革、これらはみな我々が大都市に入ったときにまず行わなければならない措置である¹¹。

我々は平等の原則にもとづいてあらゆる国家と外交関係を樹立することを望むが、しかし従来中国人民を敵視してきた帝国主義が、すぐに平等な態度で我々に応対することはありえない。一日かれらが敵視の態度を改めないならば、我々は一日帝国主義国家に中国における合法的地位を与えないのみである¹²。

以上に示されているような、「帝国主義」に対する強硬な姿勢を打ち出す政策は、「外交工作に関する指示」において提示された内容を受け継いだものであるといえよう。一方で、三つ目の「一辺倒」（「一辺倒」）政策については、この会議で毛沢東は「外交工作に関する指示」の立場をより具体化し、「中ソ関係は親密な兄弟関係であり、我々はソ連と同盟国として同じ戦線に立つべきである」¹³として明確にソ連との特別な関係を打ち出すにいたる。ミコヤン訪中を経てより鮮明化したこの「三大外交決策」を軸として、以降の外交は進められていくこととなる。

この「反帝国主義」やソ連への「一辺倒」を基調とする「三大外交決策」が早くも顕在化することとなったのが、毛沢東が6月30日に発表した論文「人民民主独裁を論ず」における有名な「向ソ一辺倒」宣言である。この論文において毛沢東は、『「きみたちは一方に片寄っている」。全くその通りである」¹⁴とソ連への傾倒を認め、「中国人民は、帝国主義の側に片寄るか、社会主義の側に片寄るかのいずれかであり、絶対に例外はないのである。二股をかけてはだめで、第三の道はないのである。我々は帝国主義の側に片寄っている蒋介石反動派に反対し、また第三の道の幻想にも反対する」¹⁵として、米国などの「帝国主義」に一線を画し、ソ連の存する「社会主義の側」にみ

ずから立つことを世界へ宣言したのである。

(2) 国際社会への訴え

1949年4月に行われた最後の和平交渉が国民政府による和平協定案の拒否によって決裂して以降、国共内戦における中国共産党の勝利が日を増すごとに現実化する中で、1949年6月26日から8月14日にかけて、中国共産党から劉少奇の率いる代表団が訪ソし、スターリンとの直接対談が実現した。この会談では経済援助など多くの議題について話し合いが行われたが、その中でも「向ソ一辺倒」宣言直後の7月4日、スターリンが中国の新政府成立後即座に承認を与えると明言したことは、国民政府を中国における唯一の正統政府とする連合国の合意を決定的に覆すものであった¹⁶。すなわち、この瞬間において国共内戦は、地上戦から外交へと、その主戦場を移すことを運命づけられたのである。そしてこれ以降、中国共産党の外交政策は、ソ連による承認を目標とする段階から、次の段階へ移ることとなる。ソ連による承認の話ののち、劉少奇が「各国が新中国を承認したのち、我々は国連およびそのほかの国際組織、特に日本に関わる各種の国際組織に参加する用意がある。国際活動の政策においては、我々は必ずソ連と一致しなければならない」¹⁷という方針を打ち明けたのである。この方針は、従来の「三大外交決策」には必ずしも収まりきらないものであり、まさに次の段階に突入した中国共産党の外交政策を表現しているといえる。すなわち、ソ連による承認の確約を得たことによって、中国共産党の外交政策は、「一辺倒」を基軸としつつも、当面の外交関係樹立を否定している「帝国主義」国家が当然参加し、またそれらの国々による承認が不可欠とも思われる国連そのほかの国際組織への参入を語りだすように変化していくのである。この変化は、ソ連の承認する中国政府の地位を国民政府から継承することに成功した中国共産党が、その継承を国際社会全体において実現していこうと構想したことを示しているといえよう。

この新たな外交政策は、劉少奇の帰国から約1か月、9月21日から開催された中国人民政治協商会議によって制定された共同綱領にも明確に反映されていた。共同綱領では、同年3月の「三大外交決策」でみられた「帝国主義」国家への厳格な態度は文言のうえでは影を潜め、代わりに一定の条件のもとで適切に従来の関係の調整を目指すような態度があらわれるようになったのである。例えば、「三大外交決策」の一つであった「別に一家を構える」政策について共同綱領では、「国民党政府が、外国政府と締結した各種の条約および協定にたいしては、中華人民共和国中央人民政府は、これを審査し、その内容により、それぞれ承認・廃棄・修正あるいは再締結を行わねばならない」¹⁸として、一律に従来の条約を廃する態度を変容させている。また、「帝国主義の侵略政策および戦争政策に反対する」¹⁹ことを謳いながらも、その一方で「およそ国民党反動派と関係を断絶するとともに、中華人民共和国に対し、友好的態度をとる外国政府にたいしては、中華人民共和国中央人民政府は平等・互恵および領土主権の相互尊重の基礎のうえに、これと交渉して、外交関係を樹立することができる」²⁰として、実質的に「帝国主義」国家に対して外交関係樹立の条件を提示したことも、国際社会において国民政府の地位を継承していく準備を整えたものであったといえ

よう。

以上の経緯を経て1949年10月1日、ついに中華人民共和国の成立が宣言されるにいたる。これによって、「中国労働者階級の先進的組織部隊であり、その階級組織の最高形式である」²¹ 中国共産党は、「労働者階級が指導し、労農同盟を基礎とし、民主的諸階級と国内の各民族を結集した人民民主独裁を実行」²² する中央人民政府を指導する立場となった。すなわち、外交関係樹立の主体たる「全国人民を代表する唯一の合法的政府」²³ の指導政党として、正式に国際社会への参入を果たすこととなるのである。そして、中華人民共和国の成立を宣言した「中華人民共和国中央人民政府布告」では、共同綱領の外交政策にもとづき、「およそ平等・互恵および相互に領土主権を尊重することなどの原則を遵守しようと望むいかなる外国の政府とも、本政府は均しく外交関係を樹立することを望むものである」²⁴ として各国政府に対して外交関係樹立を呼びかけた。また中央人民政府は同日、周恩来外交部長の名において、各国に対して上記の布告を添付した公文を送付し、あらためて外交関係の樹立を呼びかけた²⁵。そして、中央人民政府に対して承認の返答を返した中でも、もっとも早く、その翌日に以下のような返答を送ってきたのがソ連であった。

ソ連政府は、中国中央人民政府の提案を検討したのち、中国人民と友好的関係を維持しようとするかわらぬ願いのために、また、中国中央人民政府が中国人民の圧倒的多数の意志を代表するものであることを確信したために、特に閣下に通知する。ソ連政府はソビエト連邦と中華人民共和国との間に外交関係を樹立し大使を交換するという決定を行った²⁶。

この返答によって中央人民政府は、中国の唯一の合法的政府としての承認を初めて正式に獲得することとなったのである。しかしながら、それ以外に東欧や朝鮮、モンゴルの人民共和国から同様の返答があったものの、欧州においてすでに顕在化していた「東西」対立構造において「西側」諸国とされた国々からの承認は受けることができなかった。その意味において中央人民政府は、まさに「向ソ一辺倒」の形で国際社会への参入を強いられることとなったといえよう。以降、中央人民政府が国連を中心とした国際社会への全面的参入を目指すようになっていったことには、建国時におけるこのような背景が存在したのである。そして中央人民政府のそのような方針は必然的に、第二次世界大戦中の連合国の合意を根拠に国連安保理常任理事国に君臨する国民政府の地位に、みずから置き換わるよう目指していくことを意味していたのであった。

3. 中ソ条約の焦点化

(1) 国交樹立以前の条約交渉

以上概観したように、「反帝国主義」・「向ソ一辺倒」の二つの要素が強調された「三大外交決策」から平等・互恵および領土主権の相互尊重へとみずからの立場を調整してきた中国共産党および中央人民政府であったが、外交の主眼がソ連から国際社会全体へと移されるこのような過程は、旧中

ソ条約の扱いをめぐる交渉過程にもみられるものであった。以下、同じく条約をめぐる交渉が動きだしはじめた1949年初頭に遡って、その過程を論じていくこととする。

旧中ソ条約の扱いをめぐるソ連との具体的な交渉の発端は、1949年1月末から2月初頭にかけて訪中したミコヤンと中国共産党幹部との会談に求めることができる。2月4日に行われた会談において毛沢東は、旧中ソ条約に対する中国共産党の方針をソ連側に初めて具体的に打ち明けたのである。ミコヤンの報告には、以下のような記述が存在する。

毛沢東は、民主党派の指導者達と会談した際、蒋介石の売国条約の廃止についての考えを説明したと話した。彼〔毛沢東〕らが廃止を要求するのは蒋介石が締結したあらゆる条約ではない。なぜならその中のいくつかの条約は愛国主義の性質をもつからである。例えば、一、中国における外国人の治外法権享受を撤廃する条約。二、いわゆる8か国列強条約。三、中長鉄道と旅順港に関する中ソ条約²⁷。

すなわち毛沢東は、旧中ソ条約の利権に関する協定について廃止を求めない態度を打ち明けたのである。これに対してミコヤンが、民主党派との「会談中に言及した中ソ条約の愛国主義的性質の根拠は何か」²⁸と尋ねると、毛沢東は「ソ連が旅順港にやってきた理由はみずからを防衛し、中国を防衛し、日本のファシズムに反対するためである」²⁹と述べ、「ソ連は帝国主義勢力としてではなく、共同利益を擁護する社会主義勢力として中長鉄道と旅順港にやってきたのである」³⁰と説明した。

2日後、2月6日の会談においては、今度はミコヤンが中ソ条約の付属協定について話を切りだした。ミコヤンは、ソ連が中ソ条約の付属協定を不平等条約だと認識していると述べ、「条約締結の目的は国民党が日本と結託すること、米国がソ連と中国の解放運動に反対することを阻止する」³¹点にあったが、現在はその状況が一変したとして、この協定の廃止と対日講和条約締結後の即時撤兵を決定したと通告したのである。またミコヤンは、中長鉄道についても、これは不平等ではないとしたうえで、しかしながら平等でもないために、話しあうことを希望すると述べた³²。これについて毛沢東らは驚き、そして不思議がったという³³。そして毛沢東はソ連の即時撤兵の必要を否定したうえで、ミコヤンの記録によれば以下のように述べた。

政治上の反対派を粉碎し、人民を動員して外国資本を没収し、ソ連の援助のもと“我々がみずからを管理できる”ようになって、初めてまたこの条約について検討することができよう。中国人民は、ソ連がこの条約を締結したことに感謝している。中国が強大になったのちには、“あなた方は中国を離れられる”。そのとき我々はソ・ボ条約に似た一つの中ソ互助条約を締結する³⁴。

毛沢東のこの発言には、きわめて重要な文言が含まれている。それはすなわち最後の一文であり、毛沢東はここで初めて新条約の締結について言及しているのである³⁵。

とはいえ、全体としてミコヤンとの会談における議論の重点は利権の取り扱いにあった。新条約締結についても、これら利権とそれに関連する軍事同盟の側面から議論されたに過ぎない。すなわち中国共産党は、この時点において、新中ソ条約締結が国民政府に対する政策としてもつ意義を考慮するにいたっていなかったと考えられるのである。

それから約5か月後の1949年6月末、劉少奇率いる中国共産党の代表団がモスクワを訪問したことで、再び中ソ間に旧中ソ条約についての話し合いがもたれることとなる。スターリンが新政府の承認を確約した7月4日、劉少奇は旧中ソ条約の扱いについて、「国民党が外国政府と締結した条約・協定に対しては、我々は区別して処理するつもりである。その原則は、すべて中国人民および世界平和、民主に対して有利なものは、あくまでも我々はすべて承認を与え継承するつもりである。例えば国連憲章、カイロ宣言、中ソ友好同盟条約などがそうである」³⁶と述べた。この発言は、同年2月のミコヤンとの会談における毛沢東の発言と類似しているものの、その内容については注目すべきいくつかの相違点が存在する。一つ目は、承認の条件が「愛国主義」から「中国人民および世界平和、民主」に有利なものへと変化している点である。そして二つ目は、その結果、継承すべき条約として、ミコヤンに対し毛沢東が述べた「愛国主義」的な条約の代わりに、第二次世界大戦中に連合国が作りあげた戦後秩序に関する構想において国民政府の占める地位が規定された国連憲章とカイロ宣言が取りあげられ、それに続いて旧中ソ条約が、付属協定に限らずその条約全体が継承の対象として言及されている点である。以上のことは、外交政策においてソ連から国際社会全体へとその主眼が移されていったように、旧中ソ条約についても、ソ連の利権を考慮していた段階から、国連における国民政府の地位の継承を目的とする段階へと中国共産党の方針が変化するにいたったことを表しているといえよう。続けてスターリンへなされた劉少奇の以下の発言と質問は、まさにこの時点で中国共産党が、東北部の利権をめぐる問題とはまったく別に、旧中ソ条約の継承それ自体を一つの関心の対象とするようになっていたことを表している。まず劉少奇は旧中ソ条約について、「我々は完全にこの条約を継承することを望んでおり、ソ連と新中国が外交関係を樹立するときには、この条約は処理を加える必要がある」³⁷と述べ、旧条約継承への意志を明確に示した。そしてその「処理」について、劉少奇は以下のように質問した。

その処理の方式は大体以下の三種類がある。一、中国新政府によってこの条約の継続と有効をすべて承認することを宣言し、いかなる修正も加えない。二、元来の条約の精神にのっとり、新たな状況にもとづくよう文字と内容を若干調整するために、両国政府の代表によってあらためて新たな「中ソ友好同盟条約」を締結する。三、両国政府の代表によって、一時的にこの条約の現状を維持するが適当な時期にあらためて締結する用意がある、という旨の文書を取り交わす。この三種類の方式の中で、どの方式を採るのがよいだらうか³⁸。

この質問は、中国共産党が初めて旧中ソ条約の廃止と新条約の締結を提案したものであったが、スターリンはこの発言を受けて「毛沢東がモスクワに来たら、あらためてこの問題を決定する」³⁹と返答し、その場での回答を回避した。毛沢東の訪ソについては、この会談において中ソ外交関係の樹立後、1949年末に行うという話し合いがなされたために、旧中ソ条約に関する話し合いもその時点まで延期されることとなった⁴⁰。

(2) 第4回国連総会と中ソ条約

中国人民政治協商会議の開催を翌日に控えた1949年9月20日、ニューヨーク近郊のフラッシングメドウでは、第4回国連総会が開会されていた。先行研究では、新中ソ条約締結との関連において、この第4回国連総会は全くといってよいほど論じられてこなかった。しかしながら、この総会期間中、中国を代表して国連に参加する地位を認められていた国民政府がソ連による中国への「干渉」を幾度となく非難し、またその非難の根拠として旧中ソ条約をもちだしていくようになったことで、旧中ソ条約の扱いは国連の代表権をめぐる問題と結合し、中国共産党の外交にとって大きな焦点と化していくにいたる。その意味で、この第4回国連総会が2月の新中ソ条約締結にいたるまでの中央人民政府の外交に大きな影響を与えたことは間違いない。12月に訪ソした毛沢東が新中ソ条約締結の明確な意志をみせるようになった背景を理解するためにも、第4回国連総会における非難の内容を理解しておく必要があるといえよう。

国民政府の代表として今次の国連総会に出席していた蔣廷黻によるソ連への非難は、9月22日の一般討議にて幕を開けた。蔣廷黻は、その長い非難演説の中で以下のように述べ、欧州の緊張激化と中国における国共内戦とともにソ連による「共産主義の氾濫」の企てとして論じた。

過去2年間、バルシヤ湾からスカンジナビアの間共産主義の氾濫に対する堤防が築かれている間、極東は浸水していた。満州では、ソ連はロシア帝国が過去獲得しようとしたよりもさらに多くの権益を獲得した。さらに、中国共産党を通じて、ソ連は中国の主権と一体性、そして極東の平和を侵害している⁴¹。

特に、国共内戦における敗北の原因をソ連による侵略とみなす論理は、旧中ソ条約にもとづく批判の根拠となっていく。9月28日の国連運営委員会において、国民政府代表団は「ソ連の1945年8月14日の中ソ友好同盟条約への違反、またソ連の国連憲章への違反によって引き起こされた、中国の政治的独立と領土の一体性そして極東の平和に対する脅威」と題する決議案を今次の国連総会で討論すべき議題として提出し、あわせて1945年8月14日に締結された中ソ友好同盟条約および付帯協定の全文を提出した。蔣廷黻は、条文を引用しながら以下のようにソ連を非難した。

ソ連政府は、この部分において、特に、中国の主権と領土の一体性を尊重し、内政に干渉せ

ず、国家の再建と世界の繁栄のために可能な限りの経済援助を与えることについて特に責任を請け負った……この条約と協定が有効であった4年間、ソ連政府はみずからの義務を尊重しななければならないと自覚しなかった⁴²。

蔣廷黻は、旧中ソ条約の交換公文における「ソヴェト政府は、中華民国にたいし道義的ならびに、軍需物資そのほかの物質的援助を与えることに同意する。この援助は、すべて中華民国の中央政府たる国民政府にたいして行なわれるものとする」⁴³という規定や領土主権尊重を謳った規定などを根拠に、ソ連による中国への「干渉」を非難したのである。ソ連代表のヴィシンスキーはこれに対し「中国政府の崩壊は純粹に国内の要因によるものである」⁴⁴等と反論し、また国民政府代表団による非難の裏に米国の存在があることを指摘した。しかし投票の結果、この問題を第4回国連総会の議題として話しあうことが決定されたのであった。このように、10月2日にソ連が中華人民共和国を承認する僅か4日前、国連総会では、まさにソ連と中国共産党の関係が、国民政府とソ連の間で締結された旧中ソ条約にもとづいて非難されていたのである。

そして国民政府による非難は、当然中央人民政府とソ連の外交関係樹立に対しても向けられることになる。10月3日、国民政府外交部部長の葉公超は、中ソ関係断絶に関する声明を発表し、「1945年の中ソ条約にしたがって、ソ連はかつて丁重に国民政府を中国の唯一の政府として承認し、ならびに精神のおよび物質的な援助をただ国民政府だけに与えることとした」⁴⁵ので、中華人民共和国の承認は「1945年の条約を反故にするだけでなく、また公認の国際法および国際慣例に違反する」⁴⁶のものであるとして、再び旧中ソ条約にもとづいてこれを非難したのである。

このように旧中ソ条約を根拠とした批判がなされる中で、毛沢東とスターリンの電報の往復を経て、11月中旬には、毛沢東の12月初旬のモスクワ訪問が決定する⁴⁷。毛沢東は、表面上は初のモスクワ訪問の目的をスターリンの70歳を祝うこととしていたが、11月10日、周恩来がロシチン駐中ソ連大使に語ったように、その本心は当然中ソ条約の問題を提出することにあつた⁴⁸。また周恩来はこの5日後、国連事務総長に対して電報を送り、以下のように国民政府代表の国連における代表権を取り消すよう求めることとなる。

現在中国人民を代表するという名目で国際連合の組織に参加し、かつ今次国際連合総会に出席しているいわゆる『中国国民政府代表団』はすでに一握りの流浪分子の道具に変わったのであつて、中国人民を代表するいかなる資格をも絶対に持っていない。……『中国国民政府代表団』がひきつづき中国人民を代表して国際連合に加盟するいっさいの権利を剥奪して、中国人民の願望に応えられるよう、正式に要求する⁴⁹。

旧中ソ条約の扱いが議題となることが予想された毛沢東のモスクワ訪問に向けて、中央人民政府が年内のモスクワ訪問が確定したこの時期に初めて国連に対する正式な要求を行ったことは、国連

における国民政府の地位と旧中ソ条約の問題が密接に結びついていたことを裏づけていよう。

またこのころ、中央人民政府による国連への働きかけに対して、ソ連代表団も一定程度同調するような動きをみせる。11月23日、軍事や安全保障を扱う国連総会第1委員会においてソ連を非難する決議案が討論されようとしていたころ、ソ連代表のヴィシンスキーは、11月15日の周恩来の電報を取りあげ、この声明を支持し、国民党代表団が中国を代表するとは考えないという旨を表明したのである⁵⁰。またこのことを理由に、2日後の25日には、「〔第1〕委員会の前にあるこの条項は当然検討されることはできない。なぜならそれは、中国人民を代表した主張を行う権利をもたず、領土の小さな欠片を例外として確かに中国全土に権力を有さない、国民党の前政府によって提出されたからである」⁵¹として、国民政府が提起した議題に関する議論や、それによって講じられるいかなる決定にも参加しないことを、ウクライナ、ポーランド、ベラルーシの各代表とともに表明する。しかしながら、ソ連代表団がみせた討論不参加による中央人民政府への共同歩調にもかかわらず、国連での対ソ非難は一層激しさを増すこととなる。同日、蔣廷黻は国連政治委員会第338回会議において、再び旧中ソ条約を根拠にソ連のこれまでの中国への「干渉」を非難する長文の演説を行い、その締めくくりとして以下に示す四つの要求を提出した。まず一つ目は、「全体総会は、ソ連が国民政府の満州における主権回復の努力を妨害し、中国共産党に軍事拡張および経済支援を与えているという判断を宣告すること」⁵²。二つ目は、全体総会は、「中国の政治的独立と領土的一体性の問題が世界の全人民の問題であると認めること」⁵³。そして三つ目は、全体総会は、「全加盟国に中国共産党へのさらなる軍事拡張および経済支援を停止し、控えるよう勧告すること」⁵⁴。最後に四つ目は、「いかなる国も中国共産党政権に承認を与えないこと」⁵⁵である。この要求は、まさに国民政府が、国連の決議を通じて中国を代表するみずからの地位を維持しようと図ったものであるといえる。しかしさらにいうならば、ソ連不在の中でソ連および中華人民共和国を非難し、中華人民共和国への承認を与えないよう要求するこの立場は、第二次世界大戦における連合国、すなわち国連安保理常任理事国を明確に分断させるものであり、その意味で東アジアに欧州の冷戦に似た対立構造を形成するものであった。従来連合国や国連安保理常任理事国にその地位を占めてきた国民政府がその秩序を形作る旧中ソ条約にもとづいて導きだしたこれらの要求が、ここにおいて東アジアに冷戦的な構造を形成させるにいたったという事実は、この時点であくまでも国連における地位とその秩序の継承を掲げるようになっていた中央人民政府の立場と対照させた際に、「東西」対立を形成する「東側」の同盟として新中ソ条約を解釈する従来の観点における倒錯を浮き彫りにする。

ソ連ほか数か国の不参加とこの蔣廷黻の演説によって幕を開けた討論は、米国を中心とする5か国による「極東における国際関係の安定の促進」という題の追加提案を経て12月8日、「極東における国際関係の安定の促進」⁵⁶、および「ソ連の1945年8月14日の中ソ友好同盟条約への違反、またソ連の国連憲章への違反によって引き起こされた、中国の政治的独立と領土の一体性そして極東の平和に対する脅威」⁵⁷、この両決議の採択に結晶する。そしてその決議において非難対象の一

人とされた毛沢東がモスクワへ向けて密かに北京を出発したのは、この決議の2日前のことであった。国連の場でソ連と中国共産党へまさに「嵐」のような非難の言葉が投げかけられる中、一方では毛沢東とスターリンによる頂上会談がついに開始されようとしていたのである。

4. 条約交渉と国連

(1) 条約交渉開始の経緯

12月16日、モスクワに到着した毛沢東とスターリンとの間で会談が行われた。この日の会談は、1949年内に行われた両者の会談の中で唯一詳細が明らかになっている会談であり、また同時に、この日以降年が明けるまで旧中ソ条約に関する議論に進展がみられなかったことから、先行研究においても重要な会談として扱われている。ただし、この会談について語るいくつかの資料は、それぞれこの日の会談の異なる側面を垣間みせており、それぞれの記録の間の順序や整合性について必ずしも十分な検討がなされているわけではない。しかしながら、本研究の目的はこの日の会談を完全に再現することにはないため、ここでは複数の資料を比較しつつ、毛沢東が旧中ソ条約についてどのような考えを抱いていたかという点に関心を絞って、この日の会談の内容を検討する。

まず、旧ソ連公文書の記録によれば、この日の会談において毛沢東は「劉少奇帰国後、中共中央は中ソ間の友好同盟互助条約の問題について討論した」⁵⁸と述べた。しかしその直後には、スターリンが「現有の1945年に締結した中ソ友好同盟条約の留保を発表すべきか、あるいは将来修正を行うことを発表すべきか、あるいは今それに対して相応の修正を行うべきか、はっきりさせなければならない」⁵⁹としたうえで、旧中ソ条約はヤルタ会談において米英の承諾を経て締結されたものであるため、条約の修正は米英に口実を与えるとして、当面の間形式上は条約をそのまま留保することを提案した。そしてこれに対して毛沢東は、中国での議論はヤルタ協定における米英の立場は考慮していなかったとして、「しかし今明らかになったのは、当面条約を改正する必要はなく、また旅順から急いで軍を撤退させる必要もないということである」⁶⁰と返答した。以上の記録からは、毛沢東が旧中ソ条約の扱いについて本格的な議論を始めようとした矢先、スターリンがその話を遮ってヤルタ協定との関係を根柢に牽制し、毛沢東もそれを受けてさらなる議論を取りやめたかのような印象を受ける。しかしながら、毛沢東年譜にはソ連側の資料には記載がない発言が記載されており、ここからは毛沢東が「我々が採る行動は、必ず大衆の最大の利益と符合しなければならない。この問題は十分に考慮しなければならない。しかし中国社会の世論の考えは、元の条約が国民党政権との間に締結されたものであるとみなしており、国民党政府がすでに倒れた以上、元の条約はどうやら存在意義を喪失したように思われる」⁶¹と、旧ソ連資料から受ける印象とは異なり、毛沢東が国民政府の名を挙げて一歩踏み込んだ発言をしていたことが伺える。これまでの本研究の議論と対照しても、毛沢東のこのような発言、特に旧中ソ条約問題の重点をその利権をめぐる協定に置くのではなく、国民政府との関係において語る立場は、中国共産党および中央人民政府のこれまでの政策の変化と符合している。

一方で、通訳を務めた師哲の回想録によれば、この日の会談における毛沢東像はまた異なる姿を現す。師哲によれば、「こちらに来られるのはそう簡単ではない、それならばわれわれは今回なにをすればよいだろうか？ 貴方には何か考えや願いはあるのか？」⁶²と再三、毛沢東に問いかけるスターリンに対して毛沢東は、「今回来たのは、一にスターリン同志の70歳の誕生日を祝うためであり、二にソ連を見に来た」⁶³とスターリンの質問を退けた。そしてスターリンが「貴方が遠路はるばる来た以上、手ぶらで帰るわけにはいかず、われわれで何かしなければならぬのでは？」⁶⁴と聞きなおすのに答えて、毛沢東が「双方が話しあって何かやる必要があるでしょう。それは見ばえもよく、美味しいものでなければならぬ」⁶⁵と答え、多くのソ連幹部を困惑させたというのである。

このように矛盾するようにも思われる資料がすべて正しい記録であるとするならば、毛沢東は、旧ソ連公文書に記されているようなスターリンの態度を確認するまではその問題に言及することを避け、曖昧な解答に終始することでその場を切り抜けようとしたのではないか。そしてそのような態度を確認したのちに、国民政府との関係において旧中ソ条約の廃止を要求する旨をスターリンに認識させたうえで、この日の会談はそのほかの議題へ移っていくこととなったのであろう。少なくとも、モスクワ訪問前の周恩来の発言や毛沢東年譜の資料からは、毛沢東の本心があくまでも条約の代替にあったことは確実であるといえる。

先述のように、この日の会談以降条約に関する交渉は停滞し、毛沢東は徐々にいら立ちを募らせるようになる。ある日コバリョフに対して「貴方がたは私をモスクワに呼んだが、何もやらず、私は何しに来たのか？ 毎日飯を食べ、便を出し、寝に来たとでも言うのだろうか？」⁶⁶と怒りをぶつけたという逸話は、中ソ条約をめぐる交渉が遅々として進まない状況に対して毛沢東が抱えていた不満の大きさを想像させる。また12月30日には、毛沢東のもとを訪れた王稼祥が「現在各国の駐ソ大使、新聞界の人々がちょうど毛沢東の居場所を問いあわせ、毛沢東の行方が分からないと議論紛糾しているところである」⁶⁷と報告すると、毛沢東は大笑いして「今ちょうどモスクワの某所で休息しているというのに、どうして行方が分からないのだ？」⁶⁸と話したという。しかしこの一件は、何気ない笑い話には収まらず、中ソ条約をめぐる交渉に新展開をもたらすことになる。

(2) 非難への応答としての中ソ条約

王稼祥と毛沢東の笑い話の題材にされた新聞界であったが、イギリスの通信社がスターリンが毛沢東を軟禁したと報道したことによって、事態は急変する⁶⁹。この報道を受けてソ連側が動揺をみせる中で、王稼祥の考案によって、毛沢東がタス通信の記者に答える形でモスクワ訪問の目的を発表することとなったのである⁷⁰。そしてインタビューの中で毛沢東は、解決すべき問題の一つとして現存する旧中ソ条約を取りあげ、この発言は1950年1月2日、全世界に報道された⁷¹。この瞬間、両政府の間で旧中ソ条約に対する何らかの処置が話しあわれることが確定したといえよう。

果たして同日、モロトフは毛沢東との会談において、新条約締結の意志と周恩来のモスクワ訪問

承認を伝達する。毛沢東はここでも「新条約が旧条約に取って代わるのでしょうか」⁷²と、新中ソ条約の締結と旧中ソ条約の廃止が対になっていることを確認し、モロトフがそれを肯定したことで、ここに新中ソ条約の締結交渉が開始されることとなったのである。

以降、1月3日には毛沢東から中共中央に対して周恩来にモスクワを訪問するよう伝える電報が送付され、1月20日の周恩来の到着によって本格的な条約交渉が開始されていくこととなる。しかしながらこれらの交渉過程においてはすでに豊富な先行研究の蓄積が存在するために、ここでは最終的な新中ソ条約の内容に焦点をあて、国連尊重や国民政府の地位継承を図った部分について分析を加えることとする。

まず、もっとも重要なのは旧中ソ条約の無効化に関わる文言であろう。2月1日、新中ソ条約の内容がほぼ完成をみたころ、周恩来はヴィシンスキーに対し旧条約の失効を確認する覚書の交換を提案していた⁷³。この慎重な態度からは、中央人民政府がいかに旧中ソ条約の廃止に重点を置いていたかが伺える。そして新中ソ条約締結の際に発表された公告では、「周恩来総理兼外交部長とヴィシンスキー外務大臣は互いに文書を交換して、1945年8月14日中ソ間に締結されたこれに相当する条約と協定はいずれもその効力を失う旨声明し、……」⁷⁴という部分において正式に内外に旧中ソ条約の廃止が宣言されることとなった。実は旧ソ連公文書によれば、ヴィシンスキーは条約交渉に並行してソ連外交部の条約専門家に指示を出し、内容の類似する条約の締結が過去の条約の吸収を意味することになるか、調査させていた⁷⁵。毛沢東や周恩来によるこのような旧中ソ条約廃止の追求は、新中ソ条約の締結による、いわば「二つの中ソ条約」状態の発生を回避させ、国民政府が旧中ソ条約を根拠にソ連や中央人民政府を非難する根拠を喪失させる意義をもったといえよう。

さらに新中ソ条約においては、日・独・伊を中心とした枢軸国を共通の敵国とする「反ファシズム」の枠組みを維持する姿勢が貫かれ、ここにおいても国連尊重への強い姿勢が表現されることとなった。すなわち、仮想敵国を掲げる条項において、新中ソ条約では「日本あるいは侵略行為において直接間接に日本と結託するその他の国」⁷⁶、「日本または日本の同盟国」⁷⁷といった文言で枢軸国である日本のみを明示し、米国などの「帝国主義」国家に直接言及することを避けたのである。これは、先行研究として挙げた松村もすでに指摘している部分ではあるが、松村があくまでも軍事同盟の観点からこれを指摘しているのとは異なり、本研究がこの条項を枢軸国を敵国とした国連の論理に適合させたものであるという観点から評価している点はここに言及しておきたい。

さらに、対日講和条約問題も、同様に連合国の枠組みを尊重する側面が色濃く反映されている部分である。これは条約交渉の過程で幾度と修正が繰り返された問題であったが、これについて正式な条文では、「両締約国は、相互の同意を経て第二次世界大戦中のその他の同盟国とともにできるだけ短期間のうちに日本との平和条約を締結することを保証する」⁷⁸とされた。ここで注目すべきは当然、対日講和条約を連合国の枠組みにおいて締結すると定めた部分である。この条文は、中央人民政府が国民政府の地位を継承し、みずから第二次世界大戦中に形成された連合国における中

国の地位を占めようとする意志を明確に表明したものであり、そのうえで連合国の協調による東アジアの国際秩序形成を目指したものであった。

以上示したように、新中ソ条約は、その締結による旧中ソ条約の廃止を含めて、軍事的性格のみならず、国民政府による冷戦構造の形成に対抗するという意味においても、国連の諸原理を尊重する側面を有する条約であったといえることができるのである。

5. おわりに

1950年2月16日、国民政府は新中ソ条約の締結に対して声明を発表し、法律上ソ連が一方的に旧中ソ条約の廃止を宣告することはできず、したがって新中ソ条約も無効であるという論理を主張した⁷⁹。また、国連代表権をめぐる問題は棚上げ状態となっていたが、同年6月の朝鮮戦争勃発とソ連の国連安保理ボイコット下での対中非難決議採択によって、中央人民政府の排除、すなわち東アジアにおける冷戦的構造の形成が加速し、既成事実化され、それにともなって新中ソ条約も不可避免的に冷戦における「東側」同盟としての位置づけを免れなくなっていった。結果的に中央人民政府は、以後20年以上もの間、国連において中国を代表する地位から排除されることとなった。

このような歴史は、中央人民政府と新中ソ条約が国連の場において国際秩序に挑戦する「不法」な存在としてみなされてきたことを示している。一方で、本研究において国民政府や当時の国連の決議にもとづく視点を相対化し、新中ソ条約の交渉にいたる過程を分析した際に浮かびあがってくるのは、中国共産党および中央人民政府が、条約をめぐる一連の過程においてむしろ国連を尊重したうえで国民政府の地位の継承を図っていたという事実である。このことは同時に、冷戦的な対立の構図が、国民政府や米国による中国共産党、ソ連を対象とした批判によって形成されていったものであったという事実も明らかにした。すなわち、1950年2月14日に締結されたこの新中ソ条約は、東アジアでの「東西」対立の冷戦的構造における「東側」陣営の条約として位置づけられるようなものではなく、国民政府に代わって中央人民政府が中国を代表する唯一の正統政府となったことを国連に訴えかける試みの一環として位置づけられるべきものであった。このような観点は、先行研究において自明視されてきた観点に修正を迫るものである。

さて、ここにみられる国連秩序を尊重する姿勢は、中国共産党が、国家を指導する政党となるにあたって国家間関係の構築を迫られた際に選択した一つの態度であった。その中でも、国家の主権を相互に尊重する態度は、第三世界の国際関係を先導していった「平和五原則」に受け継がれていくこととなった一方で、中ソ関係を代表に社会主義国家間の関係のあり方が問題化する一つの原因ともなった。その意味でこの新中ソ条約は、それが社会主義政党間ではなく主権国家間の条約であるという点において、その意味でも中ソ関係のあり方に大きく影響を与えたものであるといえる。ただし、本研究は新中ソ条約に対する冷戦的解釈を取り除くことによってそのような視点の可能であることを提示したに過ぎないため、以上の観点からの考察は別項に譲ることとしたい。

参考文献

- 1 これは、冷戦史研究の主体ですらいまだ従来の冷戦史観から免れえていない現状を示しているといえようが、一方でこのような歴史観の形成について示唆を与える研究もまた、冷戦史研究の中から登場しつつある。朝鮮戦争の勃発が世界の「人びと」に冷戦という状況の存在に対する実感をもたらしたことで冷戦が現実化していったことを論じた益田肇による研究は、その一つである。この観点は、新中ソ条約の締結より約4か月後に勃発したこの朝鮮戦争によってもたらされた冷戦という視座が、いまだに新中ソ条約の理解に影響を及ぼし続けていることを示唆していよう。益田肇『人びとのなかの冷戦世界——想像が現実となるとき』岩波書店、2021年。
- 2 沈志華主編『中蘇関係史綱：1917～1991年中蘇関係若干問題再探討』第3版，上巻，北京：社会科学文献出版社，2016年，149～150頁。沈志華はほかにも、『冷戦の転型：中蘇同盟建立と極東格局変化』（北京：九州出版社，2012年）に所収の以下の一連の論文において、新中ソ条約の交渉過程を論じている。「《中蘇友好同盟互助条約》の簽訂：願望と結果——根据俄国解密的檔案材料」同上，96～112頁。「中蘇条約談判中の利益衝突及其解決」同上，113～136頁。「關於中蘇条約談判研究中的幾個爭論問題——再談冷戦史研究中央資料的解讀与利用」同上，137～159頁。「中蘇同盟条約後期談判的情況及結果」同上，160～180頁。「無奈的選抉：中蘇同盟建立的曲折歷程（1944-1950）」同上，233～257頁。
- 3 牛軍『冷戦与新中国外交緣起 1949-1955』北京：社会科学文献出版社，2013年，190頁。
- 4 Odd Arne Westad “The Sino-Soviet Alliance and the United States”, Odd Arne Westad ed., *Brothers in arms: the rise and fall of the Sino-Soviet alliance, 1945-1963*, Washington, D.C. Woodrow Wilson Center Press, 1998, p.169-171.
- 5 石井明『中ソ関係史の研究 1945-1950』東京大学出版会，1990年，263～266頁。
- 6 松村史紀「中ソ同盟の成立（1950年）—「戦後」と「冷戦」の結節点—」『宇都宮大学国際学部研究論集』第34号，2012年，52頁。
- 7 「中央關於外交工作的指示」（1949年1月19日）中央档案館編『中共中央文件選集』第18卷，北京：中共中央党校出版社，1992年，44頁。
- 8 同上。
- 9 同上，45頁。
- 10 同上。
- 11 毛沢東「在中国共產党第7届中央委员会第2次全体會議上的報告」（1949年3月5日）中国共產党中央委员会毛沢東選集出版委员会編『毛沢東選集』第4卷，北京：人民出版社，1991年，1434頁。
- 12 同上，1435頁。
- 13 毛沢東「在中共七届二中全会上的總結」（1949年3月13日）『毛沢東文集』第5卷，262頁。
- 14 毛沢東「論人民民主專政——紀念中国共產党28周年」『人民日報』1949年7月1日，1面。訳にあたっては以下の書を参照した。「人民民主独裁を論ず」（1949年7月1日）日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』第2卷，日本国際問題研究所，1964年（以下、『新中国資料集成』第2卷），524頁。
- 15 同上，525頁。
- 16 劉少奇「關於中共中央代表团与聯共（布）中央斯大林会谈情況給中央的電報」（1949年7月18日）中共中央文献研究室，中央档案館編『建国以来劉少奇文稿』第1卷，北京：中央文献出版社，2005年，30頁。
- 17 Доклад делегации ЦК КПК о современном этапе китайской революции и советско-китайских отношениях. 4 июля 1949г // Русско-китайские отношения в XX веке. Т. V. Советско-китайские отношения. 1946г.-февраль 1950г. Кн. 2. 1949г.-февраль 1950г / М., 2005（以下，Русско-китайские отношения в XX веке. Т. V. Кн. 2）. С.160. 訳にあたってはこれを参照しつつ，以下に記載の中国語訳に依拠した。劉少奇「劉少奇致斯大林報告：中共的方針政策」（1949年7月4日）沈志華主編『俄羅斯解密档案選編：中蘇關係』第2卷，上海：東方出版中心，2015年（以下，『俄羅斯解密档案選編：中蘇關係』第2卷），81頁。
- 18 「中国人民政治協商會議共同綱領」（1949年9月29日）政協全国委员会弁公庁・中共中央文献研究室編『人民政協重要文献選編』上巻，北京：中央文献出版社・中国文史出版社，2009年（以下，『人民政協重要

- 文献選編』上巻), 90頁。訳にあたっては以下の書を参照した。「中国人民政治協商会議共同綱領」(1949年9月29日)『新中国資料集成』第2巻, 596頁。
- 19 同上。
- 20 同上。
- 21 「中国共産党党章」(1945年6月11日)中央档案館編『中共中央文件選集』第15巻, 北京:中共中央党校出版社, 1991年, 115頁。訳にあたっては以下の書を参照した。「中国共産党党章」(1945年6月)日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』第1巻, 日本国際問題研究所, 1963年, 64頁。
- 22 「中国人民政治協商会議共同綱領」(1949年9月29日)『人民政協重要文献選編』上巻, 81頁。訳にあたっては以下の書を参照した。「中国人民政治協商会議共同綱領」(1949年9月29日)『新中国資料集成』第2巻, 589頁。
- 23 毛沢東「毛沢東主席宣告中華人民共和国中央人民政府成立の公告」(1949年10月1日)世界知識出版社編『中華人民共和国対外関係文件集』第1巻, 北京:世界知識出版社, 1957年(以下、『中華人民共和国対外関係文件集』第1巻), 4頁。訳にあたっては以下の書を参照した。「中華人民共和国の成立に関する中華人民共和国中央人民政府布告」(1949年10月1日)日本国際問題研究所中国部会編, 『新中国資料集成』第3巻, 日本国際問題研究所, 1969年(以下、『新中国資料集成』第3巻), 5頁。
- 24 同上。
- 25 周恩来「外交部長周恩来将毛沢東主席宣告中華人民共和国中央人民政府成立の公告送達各国政府の公函」(1949年10月1日)『中華人民共和国対外関係文件集』第1巻, 5頁。
- 26 「蘇聯政府の来電」(1949年10月2日)『中華人民共和国対外関係文件集』第1巻, 6頁。
- 27 Запись беседы А.И. Микояна с Мао Цзэдуном о советской помощи Китаю, другим вопросам советско-китайского сотрудничества. 4 февраля 1949 г // Русско-китайские отношения в XX веке. Т. V. Кн. 2 / С.71-72. 訳にあたってはこれを参照しつつ, 以下に記載の中国語訳に依拠した。「米高揚与毛沢東会談紀要: 関于民族和対外関係問題」(1949年2月4日)沈志華主編『俄羅斯解密档案選編: 中蘇関係』第1巻, 上海: 東方出版中心, 2015年(以下、『俄羅斯解密档案選編: 中蘇関係』第1巻), 425頁。
- 28 Там же. С.72. 中国語訳については同上。
- 29 同上。
- 30 同上。
- 31 Запись беседы А.И.Микояна с Мао Цзэдуном по актуальным вопросам политики КПК. 6 февраля 1949 г // Русско-китайские отношения в XX веке. Т. V. Кн. 2 / С.82. 訳にあたってはこれを参照しつつ, 以下に記載の中国語訳に依拠した。「米高揚与毛沢東会談紀要: 新政府的組成和任務」(1949年2月6日)『俄羅斯解密档案選編: 中蘇関係』第1巻, 442頁。
- 32 同上。
- 33 同上。
- 34 同上。
- 35 また, その新条約について, 「ソ・ポ条約」, すなわち1945年4月21日に締結されたソ連・ポーランド友好協力相互援助条約を例に挙げていることにも, 毛沢東の条約構想が垣間みえる。ソ連は, ポーランドのあとにもルーマニア(1948年2月4日)やハンガリー(同年2月18日)と東欧諸国との間で類似の条約を締結していたにもかかわらず, 毛沢東はあえて4年近くも前の条約を例に挙げているからである。ここで, 石井が指摘したようにハンガリーやルーマニアとソ連の間で締結された条約が欧州での緊張が高まる中で締結された軍事同盟の性格の強いものだった点を踏まえると, このとき毛沢東は, 自国の力による防衛が可能になった際に, 緩やかな軍事同盟として機能する条約を締結することを構想していたと考えられる。
- 36 Доклад делегации ЦК КПК о современном этапе китайской революции и советско-китайских отношениях. 4 июля 1949 г // Русско-китайские отношения в XX веке. Т. V. Кн. 2 / С.160. 訳にあたってはこれを参照しつつ, 以下に記載の中国語訳に依拠した。「劉少奇致斯大林報告: 中共的方針政策」(1949年7月4日)『俄羅斯解密档案選編: 中蘇関係』第2巻, 81頁。

- 37 Там же. С.161. 中国語訳については、同上、82頁。
- 38 同上。
- 39 この一文は、スターリンの文言として中国語訳の資料にのみ記載されている。同上。
- 40 これについても、同様に中国語訳の資料にのみ記載されている。同上、83頁。
- 41 “General Assembly, 4th session : 223rd plenary meeting, held at Flushing Meadow, New York, on Thursday, 22 September 1949”, UN document, A/PV.223, September 22, 1949, p.15. なお、演説中の過去2年間に欧州に築かれた「堤防」とは、1947年3月12日に米国大統領トルーマンが提唱したいわゆる「トルーマン・ドクトリン」にもとづく政策を念頭に置いたものであろう。Truman “Recommendations for Assistance to Greece and Turkey” March 12, 1947, Truman Library. <https://www.trumanlibrary.gov/library/research-files/address-president-congress-recommending-assistance-greece-and-turkey> (2022年10月6日最終閲覧)
- 42 “General Committee, summary records of [65th - 68th] meeting and annex, 21 September -28 October 1949, New York : General Assembly, 4th session”, UN Document, A/BUR/SR.65-68, 1949, p.9.
- 43 「外交部長王世傑与蘇聯外交人民委員部部长莫洛托夫在莫斯科簽訂中蘇友好同盟条約全文」(1945年8月14日) 中華民国重要史料初編編集委員会編『中華民国重要史料初編—対日抗戰時期：戰時外交』第2卷，台北：中央文物供应社，1981年，655頁。訳にあたっては以下の書を参照した。「中ソ友好同盟条約，交換公文および付属協定」(1945年8月14日)『新中国資料集成』第1卷，104頁。
- 44 “General Committee, summary records of [65th - 68th] meeting and annex, 21 September -28 October 1949, New York : General Assembly, 4th session”, UN Document, A/BUR/SR.65-68, 1949, p.9.
- 45 葉公超「外交部部長葉公超關於中蘇断邦交之声明」(1949年10月3日) 中華民国重要史料初編編集委員会編『中華民国重要史料初編—対日抗戰時期：戦後中国』第1卷，台北：中央文物供应社，1981年（以下，『中華民国重要史料初編—対日抗戰時期：戦後中国』第1卷），848頁。
- 46 同上。
- 47 毛沢東「給斯大林的電報」(1949年11月12日) 中共中央文献研究室編『建国以来毛沢東文稿』第1卷，北京：中央文献出版社，1987年，135頁。
- 48 Запись беседы посла СССР в КНР Н.В. Рощина с премьер-министром и министром иностранных дел КНР Чжоу Эньлаем о визите Мао Цзэдуна в Москву, а также о дезавуации гоминьдановской делегации в ООН и об отступлении гоминьдановских войск к границам Индокитая. 10 ноября 1949 г // Русско-китайские отношения в XX веке. Т. V. Кн. 2 / С.218.
- 49 周恩来「外交部長周恩来要求取消所謂“中国国民政府代表团”参加連合国の一切權利致連合国秘書長電」(1949年11月15日)『中華人民共和國對外關係文件集』第1卷，86頁。訳にあたっては以下の書を参照した。「国府の国連代表権取消しを要求する周恩来外交部長のリー国連事務長あて電報」(1949年11月15日)『新中国資料集成』第3卷，8頁。なお引用中の「中国人民を代表するという名目で」の箇所については，原文に依拠して訳文を改変した。
- 50 “General Assembly, 4th session : 253rd plenary meeting, held at Flushing Meadow, New York, on Wednesday, 23 November 1949”, UN Document, A/PV.253, November 23, 1949, p.335.
- 51 “Summary record of the 338th meeting : 1st Committee, held on Friday, 25 November 1949, New York, General Assembly, 4th session”, UN Document, A/C.1/SR.338, November 25, 1949, p.339.
- 52 Ibid., p.347.
- 53 loc. cit.
- 54 loc. cit.
- 55 loc. cit.
- 56 “Promotion of the stability of international relations in the Far East”, UN Document, A/RES/291 (IV) , November 8, 1949, p.13.
- 57 “Threats to the political independence and territorial integrity of China and to the peace of the Far East, resulting from Soviet violations of the Sino-Soviet Treaty of Friendship and Alliance of 14 August

1945, and from Soviet violations of the Charter of the United Nations”, UN Document, A/RES/292(IV), November 8, 1949, p.14.

- 58 Запись первой беседы Сталина И.В. с председателем Центрального народного правительства КНР Мао Цзэдуном. 16 декабря 1949 г // Русско-китайские отношения в XX веке. Т. V. Кн. 2 / С.229. 訳にあたってはこれを参照しつつ、以下に記載の中国語訳に依拠した。「斯大林与毛沢東会谈記録：中蘇条約和台湾問題」（1949年12月16日）『俄羅斯解密档案選編：中蘇關係』第2卷，175頁。
- 59 Там же. С.230. 中国語訳については，同上。
- 60 Там же. 中国語訳については，同上，176頁。
- 61 中共中央文献研究室編『毛沢東年譜』第1卷，北京：中央文献出版社，2013年，59頁。
- 62 師哲口述・李海文著『在歷史巨人身邊：師哲回憶錄（最新增訂本）』北京：九州出版社，2015年（以下，『在歷史巨人身邊：師哲回憶錄（最新增訂本）』），314頁。訳にあたっては以下の書を参照した。師哲口述・李海文著，劉俊南・横澤泰夫訳『毛沢東側近回想録』新潮社，1995年（以下，『毛沢東側近回想録』），269頁。
- 63 同上。
- 64 同上。
- 65 同上。
- 66 『在歷史巨人身邊：師哲回憶錄』，316頁。訳にあたっては以下の書を参照した。『毛沢東側近回想録』，270～271頁。
- 67 徐則浩編著『王稼祥年譜』北京：中央文献出版社，2001年，388頁。
- 68 同上。
- 69 同上，389頁。
- 70 同上。
- 71 Интервью корреспондента ТАСС с председателем Центрального народного правительства Народной республики Китая г-ном МАО ЦЗЕ-ДУНОМ // Правда. 2 января 1950 г.
- 72 『在歷史巨人身邊：師哲回憶錄』，317頁。訳にあたっては以下の書を参照した。『毛沢東側近回想録』，272頁。
- 73 Докладная записка А.Я. Вышинского на имя И.В. Сталина о поправках Чжоу Эньляя к проекту Договора о дружбе, союзе и взаимной помощи и к соглашениям о Порт-Артуре и Дальнем. 1 февраля 1950 г // Русско-китайские отношения в XX веке. Т. V. Кн. 2 / С.274.
- 74 「中蘇两国關於中華人民共和国与蘇聯之間締結条約和協定的公告」（1950年2月14日）『中華人民共和国对外關係文件集』第1卷，75頁。訳にあたっては以下の書を参照した。「中ソ間の条約および協定締結に関する中ソ両国の公告」（1950年2月14日）『新中国資料集成』第3卷，52頁。
- 75 この電報についてはロシア語の資料を入手することができなかったため，中国語訳された資料を利用した。「杜爾傑涅夫斯基致維辛斯基備忘録：關於条約的吸取問題」（1950年1月13日）『俄羅斯解密档案選編：中蘇關係』第2卷，233～234頁。
- 76 「中蘇友好互助条約」（1950年2月14日）『中華人民共和国对外關係文件集』第1卷，76頁。訳にあたっては以下の書を参照した。「中ソ友好同盟相互援助条約」（1950年2月14日）『新中国資料集成』第3卷，54頁。
- 77 同上。
- 78 同上。
- 79 葉公超「外交部部長葉公超為中共与蘇聯訂約發表之声明」（1950年2月16日）『中華民國重要史料初編—対日抗戰時期：戦後中国』第1卷，893頁。